

わが国農業における「担い手」の現状と課題

— 熊本県の営農事例を素材として —

山内良一
岩尾悠久

目次

はじめに

- ・「担い手」の理念と政策
- 1. 「担い手」の定義とその構造について
- 2. 「担い手」政策における育成目標と具体策
- ・「担い手」の現状と課題
- 1. 「担い手」の現状
- 2. 「担い手」の課題
- ・熊本県における「担い手」の現状と課題
営農事例を素材として
- 1. 本県「担い手」の現状
- 2. 本県「担い手」の経営類型
- 3. 本県「担い手」の課題

おわりに

はじめに

近年、わが国の農政における「担い手」のあり方が主要課題の一つとなっている。もともと「担い手」問題を戦後の農政の流れのなかで振り返れば、戦後農地改革で措定された「自作農主義」以来、わが国農業の宿痾である零細経営を打破すべく、旧農業基本法のもとで進められた「自立経営農家」の育成、1980年代の総合農政における「中核農家」育成、そして90年代以降は、より専門的な「認定農業者（個人・法人）」育成というように、農業構造の近代化を積極的に担う経営主体の問題としてとらえられてきた。

近年では、「経営所得安定対策等大綱」（2007年）のもとで「水田・畑作経営安定対策」による直接支払い制度が開始されたが、その支払い対象として、これまでの認定農業者とともに「集落営農」という範疇が新たに加えられた。さらに、政府が支払対象とする集落営農は「法人化」をめざすべきとされているから、言い換えれば政策的には「法人経営体」を将来の担い手として位置づけているとも言える。

実態としてはどうか。2005年策定の「食料・農業・農村基本計画」では、将来（2015年）の展望として「効率的かつ安定的経営」（即ち、担い手）として、家族経営（認定農家）を33～37万體、法人経営（統計上の認定農業法人や特定農業法人）を1万體、そして集落営農（ここでは政府統計上の狭義の特定農業団体のみでなく、集落ぐるみで行われる任意の営農組織の総称を指す）を2～4万體とし、農地利用では家族経営に6割、法人経営や集落営農に1～2割を集積するとしているから、政府計画における「担い手」の主流はあくまで家族経営である。現状としては、認定農家は約23万5,000體（2009年10月）、法人経営が約1万4,500體（同）、集落営農が約1万4,000體（同）であり、統計上で見るかぎり政策誘導は成功しつつあるかに見える。

しかし、営農現場における取り組みの実態を見ると、農政における推進方向とは必ずしも同質のものとは言えない。政策が当初から念頭に置いていた「担い手」の主流は個別経営による規模拡大という単線的なものであったかもしれ

ないが、最近の地域農業において見られる担い手には、家族経営（認定農業者）だけでなく実に多様な組織的対応（集落営農あるいは集団営農）によるものも多い。本稿ではこうした課題意識のもとに、農業経営の「担い手」のあり方について実態調査をふまえて検討してみる。

まず「担い手」の現代的な定義について、2005年以降の農政改革の流れのなかで整理すると3つに大別できる。即ち「認定農業者」、「集落営農」、「法人経営」である。この3分類を前提にして、担い手育成のための推進政策やその現状について分析する。さらに熊本県内のいくつかの農業経営体へのヒアリング調査（認定農業者、集落営農、法人経営をそれぞれ2～5か所、計9経営体）の結果から、県内における「担い手」の経営上の特徴について「類型化」を試みた。即ち、認定農業者では「作物特化型効率経営」、「多品目型効率経営」、「リスク分散型効率経営」、「低コスト・効率志向型経営」、「低コスト・効率、高品質・高価格志向型経営」があり、集落営農では「受託作業型」、「農地集積型」が、そして法人経営では「安全・安心管理型」、「農商工連携型」が見られた。

これらの実態分析から、概ね次のような結論を得た。

- 一．熊本県において、現状では集落営農は助成金の受け皿が大部分を占めている。
- 二．認定農業者数は全国に比べてかなり多いが、経営体がそれぞれに個別・分散化している。
- 三．しかし将来的には、集落営農の中に認定農業者を中核として位置づけ、集落内での役

割分担（相互補完機能）を明確にしていけば、集落全体の営農効率を高める方向へ展開できるのではないか。その内在的エネルギーは充分にあると思われる。

I. 「担い手」の理念と政策

1. 「担い手」の定義とその構造について

1) 「担い手」の定義

1999年公布の『食料・農業・農村基本法』の第4条 - 基本理念において、又その後2005年の「食料・農業・農村基本計画」改定の中で、法は「担い手」の概念を次の通り定義した。

「効率的かつ安定的¹⁾な農業経営及びそれを目指して経営改善に取り組む農業経営者」を「担い手」とする。即ち「担い手」を「農業の経営体」と位置づけている。

2) 「担い手」の構造

A. 認定農業者

「担い手」としての個別農家は、5年間の農業経営改善計画を市町村に提出して認定される「認定農業者」のことを指し、経営規模は4ha以上を目安とする。

B. 集落営農²⁾

集落営農とは、集落内の農家が農業生産等を共同で行う営農である。この集落営農のうち、経営主体として実態を有し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを「担い手」として位置づけた。経営規模は20ha以上を目安とする。

なお、この「経営主体としての実態を有する

1) 効率的とは他産業の従事者並みの生涯所得を他産業者並みの労働時間で確保する事を意味し、安定的とはその効率的な経営が持続的で、短期間に終わらない事を意味する。(生源寺真一著「農業再建」; 岩波書店)。

2) 集落営農の政策化プロセスについて

- ・2000年スタートした中山間地域等直接支払制度は集落共同取り組みを促進させ、中山間地域における集落営農形成の牽引役としての役割を担うことになる。
- ・「食料・農業・農村基本計画」(2005年)を受けた『改正農業経営基盤強化促進法』(2005年)で集落営農の設立 特定農業団体 農業生産法人という経路が構造政策の推進装置として制度化される。
- ・さらに2006年の品目横断的経営安定対策は集落営農を支払の対象としたことにより、生産調整維持のため、集落営農が少なかった地域でも、その設立が急速に進んだ(表2参照)。

わが国農業における「担い手」の現状と課題

組織」が具備する具体的要件として、
 用地利用集積目標の設定
 組織の規約の作成
 経理の一元化
 農業生産法人化計画の作成
 主たる従事者の所得目標の設定、を掲げた。

C. 法人経営

ところで、2005年の基本計画と併せて提示された「2015年の農業構造の展望」の中で、集落営農の経営目標を集落営農経営目標と法人経営目標の二つに分けて提示した。そのため通常「担い手」を個別農家(家族農業経営)、集落営農、法人経営³⁾の三経営体として捉えることが多い。

2. 「担い手」政策における育成目標と具体策

1) 「担い手」政策の狙い

「わが国農業の最大の問題は『担い手』不足であり、その原因は、農業では他産業並みの生

涯所得を獲得できないことにある。それ故他産業者並みの生涯所得を獲得できる経営感覚に優れた農業経営体を育成することが『担い手』政策の狙いである。

効率的かつ安定的な農業経営体を育成していくためには、これまでにまして『担い手』への農地集積を推進していくとともに、複合経営や施設園芸などの経営も政策対象として積極的に取り込むことが重要である」(平成5年8月25日局長通達)としている。

2) 「担い手」育成の目標と支援策

2005年の基本計画における2015年目標は以下の表1の通りである。

具体的な支援策として、次のような項目をあげることができる。

- 「担い手」を対象に各種助成金を支給
- ・ 緑ゲタ、黄ゲタ、エコファーマー等
- 「担い手」へのトータルサポートの実施
- ・ 経営相談、技術指導等
- 制度資金の拡充

表1 2005年の基本計画における2015年目標

「2004年実績」		「2015年目標」	
総農家数	293 万戸	総農家数	210～250 万戸
主業農家	43 "	家族農業経営	33～37 万戸
		集落営農経営	2～4 万
その他の販売農家	173 "	法人経営	1 万
自給的農家	77 "	その他の販売農家	130～140 万戸
土地持ち非農家	116 "	自給的農家	40～70 万戸
		土地持ち非農家	150～180 万戸
		「担い手」により経営される農地	全農地の7～8割

(土地持ち非農家数については一部推定値)

3) 法人経営について

1952年制定の『農地法』は、農地の所有について自作農主義をとっており、したがって法人が農業に参入する余地はなかった。しかし『農地法』の農地の権利・移転の規制は、さまざまな要因を受けて緩和に向かって動いており、またそれに伴って、農業生産法人並びに企業の農業参入についても、規制緩和が進んできている。その要因とは農地の流動化要請、農家戸数の減少、農業就業者の高齢化、耕作面積の減少・耕作放棄地の増加、食料自給率の低下等である。

- ・スーパー L 資金等無利子制度の拡充等
- ・新たな雇用を創出する認定農業者を対象に、スーパー L 資金等について、無利子化枠を設定
- 農地の面的集積促進
- ・面的集積につながった所有者に交付金を支給等
- 農業用機械・施設等の導入支援
- ・集落営農の組織化、集落営農の法人化に取り組む場合の農業用機械等を支援
- ・リース料の一部助成等
- 企業的な経営展開の取り組みへの支援
- ・農業法人が地域の農業者やメーカー等の企業などとの多様なネットワークを形成するための取組を支援
- 税制特例
- ・水田・畑作経営所得安定対策の交付金等を準備金として積み立てた場合、積立金の損金算入が可能。

以上の支援策を講じ、2015年の「担い手」育成の目標達成を期している。

II. 「担い手」の現状と課題

1. 「担い手」の現状

1) 「担い手」の統計的推移

2006年度、2009年度の「担い手」の実数と2015年度目標は、表2で示される。表2から次のような特徴が見られる

A. 認定農業者数の増加要因

地域農業の「担い手」として期待される認定農業者数は2006年には20万体を超え、順調に増加。2009年までの伸びは、認定農家が品目横断的経営安定対策(現、水田・畑作経営所得安定対策)の対象要件となったことによるもの。

B. 集落営農数について

前述の2005年3月に決定した2015年の「担い手」の目標の中で、農政当局は家族農業経営に農地利用の6割、集落営農に1~2割を集積するとして、計画の中心に家族農業経営を置いた。しかし2006年秋以降の水田・畑作経営所得安定対策の支払対象決定に際し、当局は個別の担い手ではなく、集落営農に重心をおいた。このことによって、集落営農も2007年以降急速にその数を伸ばしている。

C. 法人経営の増加要因

法人経営数は2002年の特区制度の導入、特に2005年、耕作放棄地に限定してのリース方式採用によって企業の参入が増加してきている。

2) 「担い手」への土地集積状況

2006年度「担い手」への土地集積状況と2015年度目標は表3の通り。

上記(1)、(2)から、「担い手」の数においては、目標比、順調に進んでいるように見てとれるが、土地の集積状況は、2015年度、全耕地面積の7~8割に達するには、これからの認定

表2 「担い手」の数と2015年度目標に対する進捗率

	'06年度実績	'09年度実績	'15年度目標	進捗率
認定農業者	200,842	248,557	33万 ~37万	75.3% ~67.2%
集落営農	10,481	13,577	2万~4万	67.9% ~33.9%
法人経営	'05年度実績 8,700	次回調査 2015年	1万	'05年実績 87.0%

資料：農水省「農林業センサス」

わが国農業における「担い手」の現状と課題

表3 「担い手」への土地集積状況

	1996年度	2006年度	2015年度目標
担い手が経営する農地面積	102万 ha	198万 ha	————
全耕地面積に占める割合	20%	42%	7～8割

資料：農水省「集落営農実態調査」

数が余り伸びないと予想されることを考え合わせると、かなり厳しいように推測される。

2. 「担い手」の課題

「担い手」の現状を踏まえ、「担い手」の課題について、認定農業者、集落営農、法人経営別に検討する。

A. 認定農業者

認定農業者への土地集積は、農地価格の高騰により、農地所有から借地拡大にシフトしているが、土地所有者の思惑や農村特有の個人的なしがらみの関係もあってなかなか進んでいない。しかし認定農業者の効率的かつ安定的な農業経営を進めるに当たっては、土地利用型農業の場合、土地集積が絶対必要条件となる。したがって土地集積を如何にして進めていくかが先ず解決すべき喫緊の課題である。

B. 集落営農

(1) 集落営農のパターン(型)ごとの課題

集落営農は地域、地域の農業や集落の態様、あるいは生産品目等でパターンを異にするが、極めてラフにスケッチすれば 担い手枯渇地域における集落営農 個別経営展開地域における集落営農に分類できる。

それぞれについての課題を以下検討する。

(a) 担い手枯渇地域における集落営農の課題

- ・集落維持、農地保全のためだけの組織(完全な助成金受け皿組織)になっていないか。したがって集落営農の組織的自立、経営的自立はできていないのではないか。
- ・個別経営体の育成はできているか。

(b) 個別展開地域における集落営農の課題

- ・生産効率化のための協同作業の取り込みは進んでいるか。またそのための農業用機械の共同所有やオペレーター組織はできているか。

例：耕起、田植え、防除、稲刈り等、農業用機械の所有、オペレーター要員

- ・個別経営体の育成はできているか。
- ・経営委託を受けた借地を含め、面的集積は進んでいるか。併せて作付地の団地化など土地利用調整ができているか。
- ・売上増加のため、営業分野を広げているか(例えば農産物の加工、販売。ネットワークの構築等)

(2) 集落営農の法人化に対する課題

集落営農は、水田・畑作経営所得安定対策や特定農業団体要件の中で法人化することが求められている。しかし集落営農の法人化状況は次表の通りである。

表4の通り、法人化した集落営農の割合は徐々に高くなっているものの、2008年現在で全体の1割強に過ぎず、多くが任意組織で運営されている。

ところで、農政が集落営農を農業の「担い手」としたのは、農業就業者の減少、高齢化の進行等の中で、集落営農は将来的にも地域農業・農地を維持していくための基盤となりうる、という思惑からである。そのためには確固とした組織に基づく安定した収益の確保が必要な条件であり、したがって法人化はその有効な手法として、水田・畑作経営所得安定対策の中で求められているのである。実際、法人化すれば、自らの経営基盤である農地等の権利取得が容易、

表4 わが国の集落営農の法人化状況

単位：組織・法人・%

	集落営農数 (A)	法人数	うち農業生 産法人(B)	割 合 A / B	農業生産法人ではない集落営農の法人化計画			
					策定済	未策定	策定予定	計
05年	10,063	645	645	6.4	5.2	79.0	9.4	93.6
08年	13,062	1,597	1,523	11.7	42.6	40.8	4.9	88.3

資料：農水省「集落営農実態調査」

水田・畑作経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備資金として積み立て可能、

取引信用力の向上による資金調達の多様化、等の経営上の利点がある。

かかる利点がありながら、法人化が遅滞している原因はどこにあるのであろうか。考えられる原因は以下の通り。

法人化されていない集落営農は品目横断的経営安定対策の受け皿として早急に作られた任意組合であり、そこではいわゆる「枝番管理型」集落営農⁴⁾が展開されており、組織全体の纏まりはこれからという状況にある。

地主の中には生産法人との賃貸借契約に抵抗感がある。

以上の原因等で、集落営農の法人化が遅滞しているが、集落営農の持続性の観点から、また助成金取得の目的が十分に生かされるためにも早急な法人化が求められる。

C. 法人経営

これまで農業に参入した先には全般的に以下のような課題が見られる。

(1) 対農家・農村問題に対する課題

農家にとって先祖代々の農地は特別の遺産であり、したがって借り手がきちんと管理してく

れるか否かに関心が高い。また農業用排水の管理等も小まめに遣ってくれるか気にしている。それゆえ、参入した法人先は農家との意思疎通に気を配らなければならない。このように農家の参入企業に対する信用なしでは何事も進まないというのが実態である。

こういう課題についての対応策を今後細かく講じることが大事である。

(2) 経営上の課題

農業参入の企業は農業に関わるさまざまな事項、具体的には土壌管理、生産管理、販売管理、経営管理等を学習しなければならない。その上、気象状況という大きなリスク要素がある。したがって農業経営は参入企業にとっても難しい産業なのである。

実際、2007年3月までに参入した企業256社の決算は、1割が黒字、3割が経営次第で赤字を脱却できるという調査結果である。農業参入の企業は農業経営に関する上記管理のノウハウを早急に身につける必要がある。

Ⅲ 熊本県における「担い手」の現状と課題 営農事例を素材として

1. 本県「担い手」の現状

熊本県における「担い手」の実績は表5の通

4) 「枝番管理型」集落営農

基本的には、組織の構成員に「枝番」として各個人に番号を付与し、カントリーの荷受などにおいてこの枝番を活用して個々の経営のコメなどの収量や品質をチェックし、利益配分の際に反映させるシステム。個別農家が自己完結的に経営を行う傾向が強い東北地方が多い。

わが国農業における「担い手」の現状と課題

表 5 認定農業者数・集落営農数・法人経営

	全 国		熊本県		
	2015 年目標 (上段)		同左		
	実 績 (下段)		同左		
			国内シェア (%)		
認定農業者数	330～370 千戸		11 千戸以上		
	235.8 千戸 (07/9 月実績)		11.3 千戸 (同左)		4.6 (全国 3 位)
集落営農数	2～4 万		1 千 (含む法人経営)		
	13,062 (08/2 月実績)		449 (同左)		3.3
法人経営数	1 万				
農業法人	11,413 (09/3 月実績)		318 (同左)		2.8
農業生産法人	11,064 (09/1 月実績)		315 (同左)		2.8
特区法人	349 (09/3 月実績)		3 (同左)		0.08

資料：農水省「農林業センサス」

りである。この実績からして、次のような特徴が見られる。

A. 認定農業者について

2007 年 9 月の認定状況をみると、11.3 千戸と既に 2015 年目標 (11 千戸) を超え、全国第 3 位の実績を示している。

B. 集落営農について

集落営農数は 2008 年度 449 先あり、対前年度比 69 先 (九州農政局調べ) 伸びており、九州各県の中では一番の伸びを示している。

C. 法人経営について

法人経営数は 318 先 (2009 年 1 月現在) と未だ少ないが、2009 年に入り、本県においても農業に参入した企業は 9 社となっており、年度内には更に 5 社程度の増加が見込まれている。業種別でみると飲食業、卸売業、製造業、建設業と多岐に亘っている。

2. 本県「担い手」の経営類型

本県「担い手」の営農の現状について、認定農業者 5 経営体、集落営農、法人経営それぞれ 2 経営体、合計 9 経営体をその経営手法につい

てヒアリングした。その特徴を纏めると次表の通りである (各「担い手」の経営の詳細については、51 頁以降に詳述)。

なお、経営手法については、その特徴から、「経営の型」として筆者においてネーミングした。但し本県の「担い手」を数多くサンプリングすれば、ネーミングした「経営の型」とは異なる型あるいはそれらを混合した「経営の型」が見られると思われるが、それら「経営の型」が消費者のニーズを掴み、そこに活路を見出ししていくことができるか、と同時に、厳しい国際競争にも対処していけるのか、注意深く観察していく必要がある。

表6 営農事例に見る本県「担い手」の経営の型

	経営の型	「担い手」名	特徴
A 認定農業者	(a) 作物特化型効率経営	Y氏(八代)	トマト栽培に特化。耐候ハウス内の温度管理、土壌管理を徹底し、特色ある栽培技術と通年栽培により極めて高い反収をあげている。また販売委託先を従来のJAから民間業者へ変更することにより、売上の増加に繋げている
	(b) 多品目作付型効率経営	T氏(玉名)	常時、リスクを最小化し、収益を最大化する手法として多品目作付型経営を採用。現在トマト、水稻、小麦、ミカン(温州ミカン、デコボン、ハウスミカン)を栽培し、収益見通し次第で耕作面積を変更。エコファーマーとして認定済。
	(c) リスク分散型効率経営	Y氏(菊池)	牛600頭のうち格付けはやや劣るが、需要が安定しているF1牛を73%、高品質で、高価格の黒毛和牛を27%肥育し、好不況に対応できる経営を志向。飼料の仕入れ、飼料の配合、牛の販売等全てJAを通す等安全経営に徹している。
	(d) 低コスト・効率志向型経営	(有)ダイシン (大津) *当社は個人が法人成りしたもの	価格の安い乳用牝牛を700頭肥育し、2011年1,000頭を目指す。一牛種に特化した大規模効率経営により、生産コストを抑えるとともに、商社、食肉メーカーとの価格交渉での優位性を背景に収益の向上を図っている。
	(e) 低コスト・効率、高品質・高価格志向型経営	M氏(菊池)	乳量枠、販売枠があり、販売価格もほぼ一定している中で、飼料の自給率を向上し、低コストの生産に注力するとともに、当社手作りコーンサイレージ等を配合した飼料を給与することで高品質の生乳を生産し続けている。
B 集落営農	(a) 受託作業特化型経営	農事組合法人 宇土割営農生産組合 (宇城)	旧小川地区の農家においてはトマト、メロン等が主であり、稲作は従。そこで主である園芸に特化してもらうため、従である稲作作業の受託を企図し組合設立。受託面積は順調に増えており、黒字経営。組合自体の後継者も育成中。
	(b) 集落農地集積型経営	農業生産法人 株式会社陣内ランドホルダー (大津)	「陣内の農地は地区住民で保有し続ける」という目的で集落営農を立ち上げ。地区内農家の高齢化もあって、賃借農地が大きく増加。助成金の交付により黒字経営。
C 法人経営	(a) 安全・安心管理型法人経営	農業生産法人 株式会社松本農園 (益城)	農産物の生産や環境問題に対する消費者不安を背景に、安全・安心である農産物の生産に特化した経営を採用。具体的にはJAS法による「生産情報公表JAS」の認証取得、「グローバルGAP」取得等により、その安全・安心を広くアピールし、売上増に繋げている。
	(b) 農商工連携型法人経営	「JAあしきた」 (佐敷)	「JAあしきた」は農産物価格の低迷が続く中、商品の開発に広い分野からの意見収集が必要と考え、「JAあしきた農畜産物直販ネットワーク協議会」を設立。以後この協議会が母体となって、「サラたまちゃんシリーズ」「デボコンシリーズ」のブランド製品を生み、大きく売上げを伸ばす。本県のネットワーク作りの成功事例として平成20年度九州農業白書に記載。

(筆者作成)

わが国農業における「担い手」の現状と課題

A. 認定農業者

熊本県内の認定農業者，5 経営体をヒアリングした結果は次の通り。

(a) 作物特化型効率経営

認定農業者 Y 氏へのヒアリング (面談日 2009 年 10 月 9 日)

		ヒアリング内容			
住所		熊本県八代市郡築			
名前	後継者	Y 氏 (55 歳)	後継者	有 (33 歳)・就農 7~8 年	
営農類型		施設野菜 (トマトに特化) + 水稲			
就農年数		37 年			
労働人数		家族 3 人 + 中国人研修生 4 人			
設備, 機械等		トマト施設 25 棟 15,500m ² , 倉庫 270m ² , トラクター 2 台			
(スーパー L 資金の活用)		耐候性ハウス施設 (フッ素系フィルムを使用) 耐久年数 15 年 2006 年に造作したハウスの建築費 1 億 1 千万円 (70 a)			
品目別	作作品目	トマト			従として (水稲)
	作付面積	1.55 ha			(0.75 ha)
	売上高	非公表			(非公表)
販売先 (割合)	J A				
	委託 (市場)	100 %			
	契約販売				
	直販				
経営への注力事項 ・規模拡大・効率経営 (単価の引上げ, 生産効率アップ, コスト管理等)		<ul style="list-style-type: none"> ・生産効率アップとして 栽培期間を 1 年に延長 (8 月下旬~翌年 7 月) 10a 当たり 2 千本を植付 1 本当たり 20 段を目標 ・価格の引き上げと出荷作業の省力化のため販売委託先を JA から民間業者に変更 (これにより単価がアップし, 選別箱詰め作業も不要) ・冬場ハウス内にビニールを多重化し, 燃料代を節約 			
安全・安心への取組み		この点は今後の課題			
高品質・均一品質への取組み (水・土壌管理等)		<ul style="list-style-type: none"> ・ハウス内の温度管理の徹底 耐候性ハウスの天井を高くし, 大型ファン, 細霧機, 自動遮光カーテンを設置し, ハウス内の上昇を防ぐ工夫 (従来より 5 度以上低下) 携帯電話を使って, ハウス内の温度情報を常時監視。また上限温度を超えれば警報が鳴るシステムを採用 ・土づくりには特別の工夫あり。 			
これからの注力事項		<ul style="list-style-type: none"> ・収量と品質の更なる向上, そのための栽培技術と土づくりに一層研鑽 ・農薬散布の減少 (トマトに発生しやすく黄化葉巻病対策) ・後継者への栽培ノウハウの伝授 			

(b) 多品目作付型効率経営

認定農業者 T 氏へのヒアリング (面談日 2009 年 10 月 21 日)

単位: ha

		ヒアリング内容					
住所		玉名市天水					
名前	後継者	T 氏 (60 歳)			後継者	有 (37 歳)・就農年数 15 年	
営農類型		複合経営 (トマト+ミカン+水稲+小麦)					
就農年数		40 年					
労働人数		常時 5 名 臨時 延べ日数 230 日					
設備, 機械等		ハウス 17 棟 トラクター 1 台, コンバイン 1 台 (汎用), スピード・スプレー					
(スーパー L 資金の活用)		農機具関係					
品目別	作付品目	トマト	水稲	小麦	ミカン		
					温州	デコボン	ハウス
	作付面積	0.3 (次年度 0.6)	1.8	5.2 (内借地 3)	5.2 (次年度 2.2)	0.2	0.1
	売上高	未発表	同左	同左	同左	同左	同左
販売先 (割合)	J A	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	委託 (市場)						
	契約販売						
	直販						
経営への注力事項 ・規模拡大・効率経営 (単価の引上げ, 生産効率アップ, コスト管理) 等		収益拡大 (生活基盤の安定のため) が一番の目標。そのため作付品目の割合を細めに変更。 トマトはハウス内を二重構造にし, コスト低減。					
安全・安心への取組み		エコファーマーの認定。具体策・・トマトの灰色かび病, 連作障害を防止するため, 太陽熱消毒を実施。そのほか肥配管理, マルハナバチの利用。					
高品質・均一品質への取り組み (水・土壌管理等)		ハウス内の換気 (自動開閉・・午前開, 27 , 午後閉, 15) に留意。					
これからの注力事項		農業の持続的な発展のためには安全・安心な農産品を出荷し続けることが最も重要。そのための減農薬に今後も注力。					
その他 (集落営農との関係等)		天水地区には集落営農なし。					

わが国農業における「担い手」の現状と課題

(c) リスク分散型経営

認定農業者(畜産)Y氏へのヒアリング(面談日 2010年8月31日)

		ヒアリング内容		
住所		熊本県菊池市旭志伊萩		
名前	後継者	Y氏(66歳)	後継者	有・就農10年
営農類型		肥育+田畑		
畜産年数		41年		
労働人数		家族4人		
設備, 機械等				
(スーパーL資金の活用)		利用していない		
牛種別飼養頭数(ピーク)		黒毛和牛 160頭, F1牛(乳用牝牛+黒毛和牛) 440頭 合計600頭 (平成19年 850頭)		
出荷頭数(ピーク)		360頭(480頭)		
子牛の仕入先		市場 25%, JA 75%		
飼料の仕入先		JA 100%		
成育牛の販売先		JA 100%		
経営への注力事項		肥育対象を, 需要が比較的安定しているF1牛(乳用牝牛+黒毛和牛の交雑種, 格付B-2のものが多い。肉質が良く, 価格も比較的に高い)に傾斜配分するとともに, 黒毛和牛(格付A-3のものが多い)も飼育し, 収益確保に努力。		
安全・安心への取組み		耳標で, 生年月日, 生産農家, 育成農家, 給与飼料について管理しているので, 安全・安心の点は問題ないと認識。但し, 飼料の安全性如何は現状, JAに一任している。		
高品質・均一品質への取組み		JA仕様の配合により飼料を給与中。現在予定した格付けで販売できている。		
その他質問事項		<p>* 1. 自給率向上対策で政府が力を入れている飼料麦, 飼料米について, 積極的に使用しますか 答) 価格が分からないため, 何とも言えないが, いろいろ工夫しながら試してみようと思っている。</p> <p>* 2. 貿易の自由化が一段と求められる中, わが国の畜産業界が海外の農産品に対抗できる方策はどんなところにあると思いますか 答) 日本産牛肉の輸入肉に対する差別化を徹底, そのための安全・安心, 高品質の手法は今後とも努力。</p> <p>* 3. 現在政府, 自治体が検討中のGAP(Good Agricultural Practice)への要望 答) わが国農産品の差別化のため, 全ての事業者が遵守すべきものにしてほしい。</p>		

(d) 低コスト・効率志向型経営

認定農業者(畜産農家)(有)ダイシンへのヒアリング事項 (面談日 2010年9月1日)

		ヒアリング内容		
住所		熊本県菊池郡大津町矢護川		
名前	後継者	(有)ダイシン(代取)S・O氏(52歳)	後継者	有・就農2年
営農類型		畜産		
畜産年数		38年(先代から)		
労働人数		6名 うち家族2名, 常時雇用1名, 臨時雇用3名		
設備, 機械等		牛舎7棟, 倉庫3棟, 管理棟1棟, トラクター4台		
スーパーL資金		牛舎棟の建設資金		
牛種別飼養頭数		現在, 乳用牝牛700頭(2009年 500頭, 2011年 1,000頭を計画)		
出荷頭数		400頭		
子牛の仕入先		市場 100%(濡れ子・・・生後1~2週間)		
飼料の仕入先		商社 100%		
成育牛の販売先		日本ハム 100%		
経営への注力事項		肉の価格は安い, 需要が安定している乳用牝牛に特化 一牛種に特化することにより, 飼料の給与, 牛舎内の牛の移動等, 多くの点で効率化に重点を置く経営。 大規模化を企図(狙い・・・商社, 食肉メーカーとの価格・飼料配合・経営相談等でアドバンテージを持って交渉可能)。		
安全・安心への取組み		耳標により, 飼料内容等をデータ管理 畜産環境整備リースを利用して, 地下水汚染につながる牛舎内の尿尿を処理する設備を設置済み(2009年度)		
高品質・均一品質への取り組み		飼料の中身は仕入先と当社の打ち合わせにより, 当社用にブレンドしたものを給与		
その他質問事項		<p>* 1. 自給率向上策で, 政府が力を入れている飼料麦, 飼料米について, 積極的に利用しますか 答) 未だ肉質への影響が分からないため, 当面見合わせ</p> <p>* 2. 貿易の自由化が一段と求められる中, わが国の畜産業界が海外に対抗できる方策はどの辺にあると考えますか 答) トレーサビリティを徹底し, 海外のワンランク上をいく品質を常時志向する。</p> <p>* 3. 現在, 政府・自治体が検討中のGAP(適正農業規範)への要望 答) 段階的に, 具体的には5年ぐらいかけて, 大規模農家から小規模農家へ実施していくのがベターではないか。</p>		

わが国農業における「担い手」の現状と課題

(e) 低コスト・効率、高品質・高価格志向型経営

認定農業者(酪農家) M 氏へのヒアリング事項 (面談日 2010 年 9 月 14 日)

		ヒアリング内容		
住所		熊本県菊池市泗水福本		
名前	後継者	H・M (44 歳)	後継者	中学生
営農類型		酪農 + 田畑		
畜産年数		46 年 (先代より通算)		
労働人数		5.5 名 うち家族 3.5 名、常時雇用 2 名		
設備、機械等		牛舎 1 棟、搾乳棟 1 棟、管理等 1 棟、搾乳機棟多数		
スーパー L 資金		機械の導入資金		
牛種別飼養頭数		乳牛 150 頭、黒毛和牛 3 頭 計 153 頭		
飼料の仕入先		農協 (配合飼料) 90 %、現地商社 (粗飼料) 10 %		
生乳の販売先		県酪連 九州乳販連		
生乳の生産量		県酪連からの乳量枠証明書に基づく。なおこの乳量枠は毎年度 4 月に設定され、年 1 回の見直しが可能。		
経営への取り組み		生乳の売値がほぼ確定し、生産量も枠がある中で、収益アップの対策は、以下に限られる。 飼料価格の引き下げ (当農家の場合は粗飼料の自給率アップ) 乳量の効率生産 (特に夏場の単価が高い時の生産増) 質の高い乳質の生産による単価のアップ		
安全・安心への取り組み		トレーサビリティによる飼料のデータ管理 畜舎周りの尿尿処理施設の設置		
高品質・均一品質への取り組み		飼料の配合には農協と M 氏との長年の打ち合わせにより当農家仕様にブレンドしたものを給与。		
その他質問事項		<p>* 1. 自給率向上策で、政府が力を入れている飼料麦・飼料米について積極的に利用しますか 答) 乳質及び乳量への効果を判定し、決める。</p> <p>* 2. 貿易の自由化が一段と求められる中、わが国の酪農界が海外に対抗できる方法はどの辺にあると考えますか 答) 貿易の自由化に対しては、安価で質の高い海外の加工乳がわが国で売り上げを伸ばしている状況を勘案すれば、酪農界ほど影響が大きいところはないと考える。極端に言えば、国民の国産品購入の重要性の意識に訴えるしかない。</p> <p>* 3. 現在、政府・自治体が検討中の GAP (適正農業規範) への要望 答) 国の危機管理策として、早急を実施すべき。</p>		

B. 集落営農

熊本県内集落営農，2 経営体をヒアリングした結果は次の通り。

(a) 受託作業特化型経営 農事組合法人宇土割営農生産組合 (2 号法人)

概要並びに H 組合長への質問事項 (面談日 2009 年 8 月 4 日)

設立年月	平成 10 年 4 月	構成農業者数	5 集落
法人化年月	平成 16 年 12 月	構成農家数	68 戸
代表者	H 氏 (57 歳) 認定農業者	出資金	120 万円
設立目的	旧小川町地区ではトマト、メロン等主体。認定農業者がこれら施設園芸に特化するため、サブとなっている稲作の省力化、低コスト化を企図し、共同乾燥施設の設置や作業の受託を行う組合を設立したもの。	経営面積	87 ha
		主な取り組み作物	水稲
		事業従事者	18 人 (うち常時雇用 3)
		売上収入	30.8 百万円
		オペレーター	12 人
		所有農機	コンバイン 4, トラクター 3
質問事項 & 回答			
1	集落営農の概要で * 1. 構成農家数 68 戸のうち認定農業者数は? 答) 半分程度、大半は園芸農家 * 2. 出資金 120 万円は? 答) 組合の全農家が出資		
2	活動内容で * 1. 19 年 3 月末、農業経営 6.6ha は賃貸借契約済みの農地のことか 答) はい * 2. 組合として、そういう面積は増やす方針なのか 答) 20 年末 15ha に増加		
3	その他 (自立経営に対する取り組み姿勢) * 1. 集落の高齢化が進行する中で、農地を経営してくれないかという要請はないか 答) 高齢化、後継者不在の状況があり、加えて当組合の有利性 (減価償却を含めたコスト面、労働時間等) が認められ、組合に経営委託される農家が増加している。 * 2. 今の宇土割営農組合は田植え、稲刈り等に特化した業務内容であるが、業務の範囲を広げるとか、あるいは少なくとも取扱い面積を拡張するとかという計画はないのか 答) 経営面積の拡張は自然体で増加すると思っている。食品加工には未だ自信ない。 * 3. 組合長の経営スタンスを教えてください。 答) 経営面積の拡張は積極的には勧めない (田舎独特の気質があり、無理に勤めると軋轢が多い)。組合の有利性は年月の経過とともに各農家に認識いただけるはず。 ・補助金に頼っていてはダメ。補助金はこれから先、継続交付の保証はないと認識すべきである。 ・現在組合自体の後継者 2 名を養成中。そのためにも引き続き勤務願える給料を支給。したがって収益の上がる経営を目指さなければならない。 養成中のプロパー社員 1 名は 34 歳 (勤続 3 年)、他の 1 名は 19 歳 (勤続 3 か月)		

わが国農業における「担い手」の現状と課題

(b) 集落農地集積型経営 農業生産法人 株式会社陣内ランドホルダー

概要並びに H 代表取締役への質問事項 (面談日 2009 年 7 月 7 日)

設立年月	平成 18 年 9 月	主な取り組み作物	水稲
法人化年月	平成 19 年 1 月	経営面積	43ha
代表者	H 氏	売上高	68 百万円
構成農業者数	17 集落	専業従事者	15 名 (うち常時雇用 10 名), 平均年齢 60 歳
構成農家数	43 戸 (うち認定農業者数 5 戸, 専業 6 戸, 兼業 37 戸)	オペレーター	若干名
出資金	215 万円	所有農器具	コンバイン 4 台, トラクター 2 台, 田植え機 2 台, 消毒 1 台
質問事項 & 回答			
1	会社の資本金 215 万円, 出資者 43 名		
2	法人化の必要性を感じた主要因 (ランドホルダーの命名との関連性) ・ 陣内の農地を地区住民で保有する (よそ者 - 特に企業 - の排除) ・ 農地の賃貸借を可能にする ・ 法人化による補助金の完全活用		
3	株式会社にした理由 ・ 経営を前向きにしたい ・ 積立金等による節税対策が可能		
4	当法人の強み ・ 社長を中心とした集団 ― 即断即決 借地が 13ha あり, 作付の自由度がある		
5	取組後の手応え ・ 当社と契約すれば, 賃貸料は確実に入り, 機械の使用料等も安い。機械の買い替え時も面積による費用の一部負担もない。その結果, 会社に対する一体感が高まった。 ・ 従って高齢化等により, 当社と土地の賃貸借契約が増加してきている。		
6	今後の課題 ・ オペレーターの養成 特産品 (自社製小麦粉パン, もち等) の製造販売		
7	その他質問事項 * 1. 今後の地域農業を展望した場合, 認定農業者単体と集落営農 (認定農業者を含む) をどう調整していくべきであろうか 答) 認定農業者もコスト上の問題から一農家では採算が厳しいことは認識済み。したがって, 十分話し合えば理解してもらえるはず。		

C. 法人経営

有限会社松本農園（農業生産法人）についてその経営手法を、また 2008 年九州農業白書で紹介された「JA あしきた」については農商工連携の事例を見ていく。

(a) 安全・安心管理型法人経営 有限会社 松本農園

会社概要（面談日 2010 年 1 月 12 日，面談者：松本 武取締役。尚面談に際して 2009 年 2 月 20 日及び同年 6 月 2 日，12 月 2 日の日経新聞を参考にした。）

本社	熊本県益城町上陳 838	社長	松本 博美 (70 歳) 実質経営 二男，三男
設立	1991 年 9 月 (創業 1955 年)	資本金	8 百万円
売上高	2 億円 (県内 6 割，県外 4 割)	従業員数	約 35 人
経営面積	年間延べ 50 ha	事業内容	野菜など農作物の生産・出荷

会社の特徴

<p>1. 農作物の生産履歴を記録できる独自システムを開発 各作物の農地について，使用した肥料や農薬の種類，作業担当者，日時，天候を画面に表示するシステム。同農園が自社ブランドで包装するすべての農作物に，識別番号とウェブサイトのアドレスを表示。消費者が専用サイトで識別番号を入力すると生産履歴が閲覧できる。また 2009 年より生産した畑の位置を航空写真を使ってピンポイントで表示。</p>
<p>2. 「生産情報公表 JAS」の認定を取得 (2006 年) 生産過程への問い合わせにすぐ回答できる体制を構築。問題発生時でも，原因をすぐ特定でき，迅速な対応が可能。どのような作業手法が効率的かを点検することもできる。作業の合理化や安全性の確保に寄与。消費者や小売業者に安心感を与えるとともに，危機管理や業務改善が図れる。</p>
<p>3. 「グローバル GAP」取得 (2007 年) 欧州において小売業の仕入れ基準となっている「グローバル GAP」を取得し，より安全な農業生産，環境保護，スタッフの福利厚生に努め，消費者に安心・安全な農産物作りに心がけている。</p>
<p>4. 安全確保体制の国際認証「SQF1000」(生産栽培)，「SQF2000」(パック業務)を取得 (2008 年) — 野菜生産では国内初で世界的にも珍しい。取り組み食品をめぐっては，農薬や微生物の混入，原材料の誤った表示といった偽装などの問題が発生しているが，この問題に対処するため，同社では国際的に通用する外部の客観的な評価を獲得。国内外の拡販につなげるもの。</p>
<p>5. 欧米の大手小売業者にも通用する農産品出荷体制を確立し，香港などへ輸出 生産管理システムの活用による安全・安心な農産品を中国等に輸出。また生産管理システム自体も海外展開を狙っている。</p>

わが国農業における「担い手」の現状と課題

(b) 農商工連携型法人経営 「JA あしきた」(面談日 2009年10月9日)

	ヒアリング内容(面談者:総合直販課 川口課長代理)
JA あしきた	住所 熊本県芦北郡芦北町佐敷 424 組合長 高峰 博美
組合の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア 芦北町, 津奈木町, 水俣市 ・正組合員数 4,875人, 准組合員数 3,690人, 合計 8564人 ・販売品取扱高 39.5億円
組合の特徴	「平成20年度九州食料・農業・農村情勢報告(九州農業白書)―特集九州の食・農を核としたネットワークの挑戦」第2章, 新しいネットワークの挑戦の中の, 異分野融合ネットワーク分野で, 農商工連携として, 当「JA あしきた」が紹介された。
農商工連携のきっかけ	「JA あしきた」は1949年地元産の小麦を使って全国農協でも唯一農協直営の製麺工場を設立。その後2007年まで製造販売(そうめん, うどん, そば等)。この時に農商工連携の下地が出来た。
農商工連携の内容	<p>「JA あしきた」は農産物価格の低迷が続く中, 商品の開発に幅広い分野からの意見を集めることが必要と考え, 2007年3月, 企業(メーカー), 研究機関, 行政機関など32団体が参加する「JA あしきた農畜産物直販ネットワーク協議会」を設立した。</p> <p>協議会では, 従来市場流通が中心であった「JA あしきた管内」で生産される農畜産物を, 農畜産業と食品産業の連携による高付加価値商品としての開発・販売展開に取り組んでいる。</p> <p>開発した商品には, サラたまちゃんを使用した「飲むサラたまちゃん」, 「サラたまちゃんドレッシング」やデコボンを使用した「デコボンプリン」, 「デコボンぼん酢」(デコボンを使った二商品は世界的な食品品評会(モンドセレクション)で金賞, 銀賞を受賞)等がある。</p> <p>これらの商品は直販ネットワーク協議会加盟の企業を通して販売するほか, 2009年4月オープン of フェーマーズマーケット「でこぼん」(芦北町佐敷)の効果もあり, 対前年比15%強の売上増となっている(「サラたまちゃん」「デコボン」系の6商品で21/3期, 年間5億円の売上高)。</p> <p>加工用のデコボン買い取り価格はジュース向けより高く, 農家の収入安定にも寄与している。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・JA 小国で乳製品加工, JA 球磨でクリ加工の計画はあるが, 販売は「JA あしきた」を希望(JA 小国等ではブランド力なし)ということもあって未だ実現していない。JA 一体となった販売力の強化が課題。 ・原材料の安定した仕入れ先として認定農家との連携が課題。

3. 本県「担い手」の課題

本県の「担い手」の現状並びに営農の事例を踏まえ、「担い手」の課題について、認定農業者、集落営農、法人経営ごとに見ていく。

A. 認定農業者

(1) 作付品目における課題

熊本県の認定農業者の営農類型の構成比を全国の営農類型のそれと比較する。

表7 全国対比熊本認定農業者営農類型

単位：%

類型	熊本	全国	類型	熊本	全国
稲作単一	0.6	9.4	肉用牛単一	4.2	3.0
露地野菜	1.7	5.6	その他単一	7.2	6.6
施設野菜単一	16.9	7.0	単一経営小計	47.3	46.4
果樹単一	11.1	7.0	稲作複合経営	23.1	39.1
施設花卉花木	1.9	2.9	その他	29.6	14.5
酪農単一	3.7	5.1	計	100.0	100.0

資料：農水省経営局経営政策課

表7から、全国の営農類型と比較し、熊本県の営農類型の特徴は稲作単一経営の割合が極めて低く、その分施設野菜、果樹単一経営の割合が高くなっている。熊本県の認定農業者は稲作経営に見切りをつけ、より収益の上がる作物に転じていることが窺い知れる。

ただ、単一経営は効率的農作業、栽培ノウハウの蓄積等には効果があるが、その一方で気候条件、病害虫の発生、市況の変動等に大きく左右されるというリスク要因を抱える。

その点の対応力を単一経営農業者がどう身に付けていくかが課題である。営農事例で見た認定農業者が、単一品目に特化した経営（いわば収益重視型経営）と多品目複合経営（いわばリスク分散型経営）に分かれているが、長いスパンで見た場合、どちらの経営手法が妥当な選択なのか引き続き注視したい。

(2) 仕入れ・販売における課題

現在本県の認定農業者の仕入れ・販売はその

大半をJAに依存している。それは戦後、長年の営農指導等を通じたJAの努力の結果の賜物であり、それはそれで評価すべきと考える。しかしこの慣行がこれまでの惰性から一歩も抜け出していないのであれば問題である。商いは競争原理が働いてこそ、さらに良い商品、行き届いたサービスを生む。

そういう観点から、農業者の仕入れ・販売にはJAばかりではなく、他の業者を参入させ、価格、その他提案を競わせるべきではないかと考える。例えば、営農事例でも取り上げた八代のトマト農家はJAから民間業者に変えることにより、販売単価のアップに加え、選別箱詰め作業の業者委託による効率化という二重の成果を得ている。またこれは他県の例であるが、JAへの100%委託販売をやめ、50%をJAへ、残りを食品関連業者との契約販売や農産物直販にシフトし、作付の安定化、収益の引き上げに成功している農家を数多く見る。

本県においても、JAと民間業者との競合による農業の活性化が課題である。

B. 集落営農 法人化という課題

九州各県における集落営農数は次表の通りとなっている。

集落営農の法人化という課題については前述したが、本県においても法人化がやや遅れている。すなわち表8で見る通り、本県の集落営農数は449先あり（2008年2月現在）、そのうち一括管理・運営している集落営農は127先にすぎない。つまり本県の集落営農449先のうち、一括管理・運営がなされていない先（大半が任意組合）が322先、全体の71.7%を占め、そのため本県の集落営農は、全体として見た場合、弱い組織体の集合体ということが言える。

法人化遅滞の原因は、本県においても、集落営農は品目横断的経営安定対策における「助成金の受け皿」とし急遽設立、その後組織体として構築されていない地主に生産法人との賃貸借契約に対し抵抗感、などである。

わが国農業における「担い手」の現状と課題

表 8 集落営農実態調査による集落営農

	平成 19 年	平成 20 年		前年からの 増減 = -	増減率(%) /
			うち集落営農を一括管理・ 運営している集落営農		
熊本県	380	449	127	69	18.2
九州計	2,396	2,470	759	74	3.1
全国計	12,095	13,062	3,505	967	8.0

資料：九州農政局編『平成 19 年度九州食料・農業・農村情報報告』7 頁より。

とにかくこの先 2 年程で法人化しなければ、助成金を受けられない可能性があり、早急な対応が求められている。国、県、市町村としても、将来を見通した細かな指導が求められていると認識する。

C. 法人経営 一般企業等の農業参入に対する課題

表 9 九州における一般企業等の農業参入の状況

県別	法人数	業種別		
		建設業	食品会社	その他
熊本県	3			3
九州計	43	15	10	18

資料：九州農政局調べ

表 9 で見る通り、本県における一般企業等の農業参入は僅かに 3 先である。これは県がこれまで農業への企業参入に積極的に関与してこなかったのが一因と思われる。

ただ、県は 2009 年度に入り、庁内に「農村担い手支援課」を新設し、一般企業の農業参入促進に本腰を入れ始め、また同年 6 月の農地法の改正により、農業参入規制が緩和された。その結果、県の農業参入説明会等には農業に関心を示す多くの一般企業が参加しており、実際 7 月以降、参入企業は増加傾向にある。

そこで一般企業等の農業参入の課題となっている農村とのコミュニケーションや農地の利用権、加えて農業生産の技術等の取得がなかなか

難しいことでもあり、この辺りのノウハウ指導や支援制度の拡充を県、市町村がどう講じていくかがこの先求められている。

おわりに

今、WTO (ドーハ・ラウンド交渉) が先進国・発展途上国間の主張の対立により、事実上行き詰まっている中、貿易自由化交渉は FTA (自由貿易協定)・EPA (経済連携協定)・TPP (環太平洋経済連携協定) 等に舞台を移して行われている。そこでの最大の課題となってきているのが農産品の自由化である。全体的な流れを見れば、サービス・権利等を含め全ての品目が自由化の方向にあり、従ってわが国のみ農産品自由化の流れを止めるのは至難と思われる。

そこで国としても、貿易自由化に大きく影響される農業分野に集中して対応策を講じるであろうが、その中心は農業経営者の育成、すなわち「担い手」を増やし、その「担い手」が経営体力をつけ、そして国際競争力を持つような政策を採る必要がある。

この論文でわが国及び熊本の「担い手」の現状と課題を取り上げ、併せて熊本における「担い手」の営農事例を見てきた。ここで取り上げた「担い手」への土地集積、集落営農の法人化等の課題は早急に解決すべき政策課題である。また営農事例の中で、有力な「担い手」に共通して見られる 安全・安心な農産品への取り組み、低コスト・生産効率アップへの創意・

工夫、高品質・高価格産品へのこだわり、ブランド化や販路拡大に向けたネットワークの形成並びに農商工連携等は、今後一段と激しくなる農業ビジネスという経営環境下において、多くの「担い手」にとって参考となる経営手法であると思える。

また貿易自由化の渦中に埋没させてはならない課題として、地域の集落営農は農業の多面的機能という大きな役割を担っており、したがってこれら「担い手」に対して、国の支援は欠かせないことを忘れてはならない。

参考文献

1. 奥野正寛・本田正義編『農業問題の経済分析』1998年11月、日本経済新聞社
2. 服部信司『WTO 農業交渉 主要国・日本の農政改革とWTO 提案』2000年2月、農林統計協会
3. 長澤真史『輸入自由化と食肉市場再編』2002年4月、筑波書房
4. 梶井 功『日本農業 分析と提言 前篇・後編』2003年9月、筑波書房
5. 安藤光義『構造政策の理念と現実』2003年10月、農林統計協会
6. 山下一仁『国民と消費者重視の農政改革』WTO - FTA 時代を生き抜く農業戦略 2004年8月、東洋経済新報社
7. 堀田和彦『食の安心・安全の経営戦略』2005年3月 農林統計協会
8. 田代洋一『「戦後農政の総決算」の構図』新基本計画批判 2005年7月、筑波書房
9. 田代洋一『集落営農と農業生産法人』農の共同を紡ぐ 2006年8月、筑波書房
10. 生源寺眞一『農業再建』真価問われる日本の農政 2008年1月、岩波書店
11. 安藤光義・稲垣照哉・高木 賢ほか『企業参入は日本農業を救うか』『農業と経済』2008年1・2月合併号、昭和堂
12. 木下順子、前田浩史、鈴木宣弘ほか『ミルクショック 低価格と飼料高騰』『農業と経済』2008年6月号 昭和堂
13. 高木 賢『農地制度』何が問題なのか 2008年4月、大成出版社
14. 農地ジャーナリストの会編『農地制度改革』担い手育成、耕作放棄地減少は可能か 2008年8月、農林統計協会
15. 安藤光義『水田農業構造再編と集落営農 地域的多様性に注目して』『農業経済研究』第80巻 第2号 2008.
16. 渋谷往男『戦略的農業経営』衰退脱却へのビジネスモデル改革 2009年5月、日本経済新聞出版社
17. 橋口卓也ほか『ムラは甦るか！ 農地・水・環境保全向上対策』『農業と経済』2009年7月号、昭和堂
18. 鈴木宣弘ほか『食と農の危機 冷凍食品事件から見えてきたもの』『世界』2008年5月号、岩波書店
19. JA 全中編『ファクトブック 2009』2009年2月
20. 『農林水産統計 集落営農実態調査結果の概要』(農水省統計部) 2009年3月
21. 『平成 19～20 年度 熊本県農業動向年報』(熊本県農林水産部) 2009年5月
22. 『担い手育成と農業経営の法人化について』(農水省九州農政局) 2009年6月
23. 『平成 20 年度九州食料・農業・農村情勢報告』(農水省九州農政局) 2009年6月
24. 梅本 雅ほか『集落営農政策の功罪』『農業と経済』2009年11月、昭和堂
25. 山内良一『農業保護の理論と実践』1997年4月 ミネルヴァ書房

~~~~~  
 注記) 本稿は、岩尾悠久氏(本学大学院研究生)の修士論文の内容を発展させ、平成 22 年度に氏が新たに実施した 3 経営体の実態調査を加えて分析したものである。